令和８年９月１日

保護者の皆様へ

常滑市教育委員会
教育長　土方　宗広

暴風警報発表等における非常時対応の改定について（重要なお知らせ）

日頃より、本市の各種事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび、児童生徒の安全確保のため、暴風警報発表時等における対応ルールを下記のように改定いたしました。

保護者の皆様におかれましては、非常時にも迷わず対応できるよう、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

１　暴風警報発表時の「臨時休校」の判断基準

○　午前６時 30 分の時点で「暴風警報」が発表されている場合、その日は「臨時休校」とします。午前 11 時までに暴風警報が解除された場合でも、その日は臨時休校となります。お子さんを登校させず、ご家庭での安全確保をお願いいたします。

２　新たな警戒レベル（レベル４以上）等に伴う対応について

○　近年、多発している豪雨や特殊な気象状況への安全対策として、暴風警報以外の各種特別警報（大雨、高潮・波浪、大雪）の場合でも、「警戒レベル４」（避難指示）以上の警報が発表されている場合や、発表されることが見込まれる場合は、「臨時休校」の措置をとる場合があります。その場合は、教育委員会から保護者に対して、学校情報配信アプリ「Home＆School」を通じて「臨時休校」のお知らせを一斉配信いたします。この場合におきましても、お子さんを登校させず、ご家庭での安全確保をお願いいたします。

○　お子さんが在校している間に「警戒レベル４」（避難指示）以上の警報が発表された場合は、下校の安全が確認できるまで学校で待機させます。

３　その他

○　午前６時 30 分までに「暴風警報」が解除された場合は、通常授業を行うこととなりますが、給食の有無につきましては、事前に学校情報配信アプリ「Home＆School」を通じてお知らせいたします。

○　午前６時 30 分までに「暴風警報」が解除された場合でも、お子さんが自宅から学校まで安全に登校できない場合は、保護者の判断で登校を控えていただきますようお願いいたします。

【本件に対するお問い合わせ】
常滑市教育委員会　学校教育課
電話番号：0569-47-6129（直通）